

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
<https://www.sonylife.co.jp/>

2022年9月9日

ソニー生命保険株式会社

(新型コロナウイルス感染症)

みなし入院による入院給付金等のお支払い対象変更について

ソニー生命保険株式会社（代表取締役社長：萩本 友男、以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症における宿泊施設・自宅にて療養された場合（みなし入院）の入院給付金等のお支払い対象について取扱を変更予定のため、お知らせいたします。

今般政府より、2022年9月26日以降の新型コロナウイルス感染症への罹患に係る発生届の対象について、新しい生活様式（with コロナ）に向けた新たな段階への移行の一環として、全国一律に重症化リスクの高い方に限定するとの公表がございました。この政府の公表にともない、当社におきましては、新型コロナウイルス感染症の罹患にあたり、宿泊施設や自宅にて療養された場合（みなし入院）の入院給付金等の取扱に関し、以下のとおり変更させていただきます。

1. これまでの取扱について

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された一部の方につきましては、病院への入院が必要であったにもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により、宿泊施設や自宅での療養を余儀なくされる事態が発生いたしました。このような宿泊施設や自宅での療養に関しましては、本来、感染症法上の入院勧告等がなされる状況下での対応であったこと等を踏まえ、「みなし入院」として、約款に定める入院とみなして取り扱う特別取扱を行ってまいりました。

2. 今後の取扱について

昨今、新型コロナウイルスの感染者数が増加する一方、軽症や無症状の方の割合が高まっている状況にあり、入院を必要とする方の割合は、これまでと比べて低い水準にあります。そのような状況の中、今般政府より、2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症への罹患に関する発生届の対象について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定するとの公表がなされ、以降、発生届の対象とならない方については、医療機関や保健所等による積極的な健康観察が行われないこととなりました。

こうした状況の変化を踏まえ、2022年9月26日以降、「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象につきましては、下記のとおり当該発生届の対象となる方、即ち政府の示す重症化リスクが高い方に限る取扱に変更させていただきます。

< 「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象 >

- ① 65 歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④ 妊婦の方

なお、2022 年 9 月 25 日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方に関しましては、これまでどおりの取扱とさせていただきます。

今後の請求手続方法の詳細につきましては、後日あらためて当社ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する当社の対応について (<https://www.sonylife.co.jp/info/popup/2019-ncov.html>)」に掲載させていただきます。

また、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		9 月 25 日以前	9 月 26 日以降
入院された場合		○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊施設や自宅で療養された場合 (特別取扱)	重症化リスクの高い方	○ お支払い対象	○ お支払い対象
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外

3. お問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症に関する保険金および給付金のご請求方法等につきましては、当社担当者またはカスタマーセンターへお問い合わせください。

※ご請求が多数寄せられておりますことから、カスタマーセンターが大変つながりにくい状況となっておりますが、ご了承のほどよろしく願いいたします。

【お客さまからのお問い合わせ先】

ソニー生命保険株式会社 カスタマーセンター

フリーダイヤル：0120-158-821

受付時間：9:00～17:30（日曜、ゴールデンウィーク、年末年始を除く）

以上